

食品に関するリスクコミュニケーション
-我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える-

平成19年11月19日(月) 14:00～16:40

愛鉄連厚生年金基金会館

主催：食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省

午後2時 開会

(1) 開会

○ 吉川専門官 本日は皆様ご多忙の中、ご参加を頂き有難うございます。ただ今から「食品に関するリスクコミュニケーションー我が国における牛海綿状脳症（BSE）の国内対策を考えるー」を開催致します。私は本日司会を務めます、厚生労働省食品安全部企画情報課の吉川と申します。よろしく願いいたします。

我が国のBSEの国内対策については、食品安全委員会がリスク評価を行い、これを踏まえて厚生労働省および農林水産省が管理措置を講じました。最近管理措置について消費者等関係者の皆様の関心が高い事から、リスク評価や管理措置の現状について、改めて認識を共有したいと考え、食品安全委員会、厚生労働省、および農林水産省の共催により、本日の会を開催することといたしました。それではまず初めに配付資料の確認をお願いいたします。

配布資料の一覧がございますので、こちらをご参照いただきながら、ご確認くださいねと思っております。まず「議事次第」、「座席表」、講演資料といたしまして、「我が国における牛海面状脳症（BSE）対策のリスク評価」、食品安全委員会の資料でございます。それから、厚生労働省の資料といたしまして、「BSE国内対策（と畜場食肉処理関係）」、農林水産省の資料といたしまして、「BSE国内対策（飼料規制、死亡牛検査、牛トレーサビリティ関係）」というものがございます。そのほかにアンケートが1枚入っております。

それから、パンフレットの関係でございますが、「食品安全委員会2007」というもの、「科学の目で守る食品の安全」、これはリーフレット、小さいものです。「科学の目で食品の安全を守ろう」、こちらもリーフレットになっております。それから「食品安全第14号」、「食品安全委員会からのお知らせ」ということで、『食の安全ダイアル』『食品安全マガジン』のご紹介のものが1枚。それから、「私たちは家庭での食育を応援します」という、内閣府の食育推進のパンフレットが1枚。「食品安全エクスプレス」という、農林水産省のパンフレット1枚が本日の配布資料となっております。もし不足の資料がございましたら、挙手をいただきましてお近くのスタッフにお知らせください。

また、今後の参考のためアンケート用紙を同封させていただきましたので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。ご記入いただきましたアンケートは終了後に出口の付近で回収いたしますので、お帰りの際に係の者にお渡し下さい。

続きまして、簡単に本日の議事進行をご説明いたします。議事次第をご覧いただきたいのですが、まず「我が国における牛海面状脳症（BSE）対策のリスク評価」について、食品安全委員会プリオン専門調査会の堀内専門委員より30分程度ご説明いたします。続きまして、「我が国における牛海面状脳症（BSE）に関する管理措置」について、飼料規制、死亡牛検査、牛トレーサビリティ関係を農林水産省消費安全局動物衛生課、小原課長

補佐より、と畜場食肉処理関係を厚生労働省食品安全部監視安全課、加地課長より、合わせて40分程度説明いたします。その後、10分程度休憩を設けて、3時20分から意見交換を行ない、午後4時40分頃の終了を予定しております。よろしくお願いいたします。
なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードでのご使用にご協力をお願いいたします。

(2) 講演

○吉川専門官 それでは食品安全委員会、堀内専門委員より、「我が国におけるBSE対策のリスク評価」について説明いたします。よろしくお願いいたします。

○堀内専門委員 皆さん、こんにちは。ただ今、ご紹介にあずかりました食品安全委員会のプリオン専門調査会の委員をしております、北海道大学の堀内と申します。ただ今、吉川さんのほうからご紹介ありましたように、私はここに書いてありますように、「我が国における牛海面状脳症（BSE）対策のリスク評価」ということで、食品安全委員会のほうで行なってもらいましたリスク評価についてお話をいたします。

食品安全委員会ではBSE対策についていくつかの事柄についてリスク評価を行なっているのですが、本日の話は国内対策の評価ということで、実際に行なった内容というのは、ここに書いておりませんが、時間経過をご説明しておきます。

2004年10月（平成16年）に農水省と厚労省から、日本の国内対策をこういう変更をしたいんだけど、それに関してどういうふうに変化するかという評価をしてくださいという諮問を受けました。その要点と言いますのは、20ヶ月齢以下の牛をBSEの検査対象から外すこと。外したことによって、BSEがヒトに感染する危険性がどのくらい上がるのか、変わらないのか、ということの評価をくださいというのが、諮問の内容でした。それに対して、2004年の10月以降、8回にわたり専門調査会のほうで審議をしまして、すこし時間はかかりましたけれども、2005年の7月に一応の答申を出しました。今日は2年ほど前の話になりますけれども、2005年7月に食品安全委員会が出した答申の内容をご説明することになります。

（スライド2）

これが今、話したことです、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、2003年7月以降に生まれた、20ヶ月齢以下の牛を検査対象から外した場合に、外す前と外した後でリスクがどう変わるかというのを評価したということになります。ですから、言い換えますと、20ヶ月齢以下の牛のBSEに関するリスクを考えていけば、その答えは得られるだろうということになります。

（スライド3）

繰返しになりますけれども、2003年7月以降に生まれた牛、20ヶ月にしますと、それは2005年の3月時点になるわけですが、その牛におけるBSEプリオンの蓄積度を感染量、蓄積量を基にして推測と、ちょっとわかりにくい言葉になっているのですが、これは次のスライドあたりでもう一度ご説明いたします。

リスク評価の結果ですが、なかなかBSEの問題というのは、定量的と言いまして、例

例えばリスクが10分の1になるとか、100分の1になるとか、1000分の1になるとか、そういう具体的な数字を出すことが、今でもそうですが、当時は難しかったのです。

それは定量的な数字を出すための十分なデータがなかったと。ですから、解析にはできるだけそのような定量的なデータを採り入れたのですが、最終的な表記としましては、定性的という言葉が書かれておりますが、例えば無視できるとか、非常に低いとか、低いとか、そういうような、すこし曖昧と言いますか、マイルドな、柔らかい表現で結果を報告しております。

(スライド4)

このグラフはもしかすると、一般の方にはちょっとわかりにくいかもしれないのですが、横軸が西暦で96年、97年、98年ですね。縦軸は牛の月齢になります。ですから、96年、ここで生まれた牛が、例えば1年ちょっとたつと20ヶ月齢になるという見方があります。赤で示したのは2005年3月までにBSEとして摘発された牛、青はそれ以降にBSEとして摘発された牛であります。1996年にイギリスでBSEがヒトに移ったという、変異型CJDが出たという報告がありまして、そこで日本は肉骨粉、死んだ牛の肉や骨を牛に与えることを禁止しようという通達を出しました。2001年には実際に日本でBSEが発生しまして、肉骨粉の使用規制を通達から法律で縛られる、拘束力を持った禁止という措置になりました。

それから、今日お話します2003年7月以降に生まれた牛は、実際だんだんだんだんこのように歳をとってきているわけです。これ以降に生まれた牛の中でも20ヶ月齢以下の牛、この部分になります。この部分を検査しなかった場合に、BSEのリスクがどのように変わるかということを考えてということになります。

(スライド5)

リスクを考える場合ですが、大きく二つに分けて考えてみました。一つは生体牛と書きましたが、これは何を意味するかというと、究極的にはBSEに感染した牛がどのくらいいるだろうかということ考えた。それに対して食肉というのは、仮にBSEに感染した牛をこういういろいろな食肉処理工程で処理していった場合に、その食肉の処理の工程でBSEの原因物質であるプリオンがどのくらい除けるか。実際に感染している牛がどのくらいいるかという、それを生体牛と書いていますが、それと食肉処理工程によって、どのくらい除けるか。その二つに分けて考えることにしました。

感染している牛がどのくらいいるかということ、一つは侵入リスクと言いまして、海外から感染源が持ち込まれる可能性、あるいはこの2番と3番、飼料規制、BSEプリオンの生体内分布というのは、国内で増幅する可能性があるかどうか。4番の疑似患者及び死亡牛の検査というのは、国内に実際にどのくらいいるかということ調べる。それに対して、こちらの食肉処理のほうは、スタンニング、ピッシング、SRMと、これも後で説明しま

すけれども、これはすべて生体牛から枝肉を作る処理工程になります。そういう処理工程でどのぐらいBSEの病原体が溜まっている部分を除去できるかということ。

それから、実際に今、行なっていますけど、食肉に供される牛のBSE検査がどのぐらい機能しているか。そのようなことを総合的に判断して、生体牛の感染、日本に汚染源がどのくらいあるかということ、それから食肉処理場でどのくらい除けているかということを別々に評価していきました。

(スライド6)

最初に生体牛の評価の話をしてします。生体牛というのは、何度も言いますが、もうちょっとわかりやすい言葉に置き換えると、日本にどのぐらいBSEに感染した牛がいるかというふうに考えていただければいいかなと思います。

(スライド7)

まず、侵入リスクです。外国から日本に持ち込まれる可能性ですけれども、これは2003年以前の話になりますが、過去には、例えばBSEが発生していたイギリスやドイツから牛が輸入されたという例もあります。それからイタリアから肉骨粉が輸入されたという記録もあります。オランダから動物性油脂、死んだ牛からとった油が輸入されたということの事実もあります。それから、BSEが発生しているカナダからも生体牛が入っていたという事実があります。

(スライド8)

けれども、2003年の7月以降と言いますか、2001年の10月、日本でBSEが確認された以降ですけれども、BSE発生国からの生体牛の輸入は禁止している。それからすべての国から肉骨粉の輸入を禁止している。それから動物性油脂に関しては、輸出国側から、これはBSEフリーだということを証明してもらうことを行なっていますので、2003年7月以降では、我が国への国外からのBSEの侵入というのは無視できるだろうという考え方で話をしたいと思います。

(スライド9)

次に飼料規制ですが、実は飼料規制というのは、最終的に日本が正常国、日本にBSEがないという状況をつくって維持するためには最も重要な部分です。実際にいくつかの方法でこれまで検査をしてまいりました。一つは顕微鏡の検査で、餌を実際に顕微鏡で見ても、肉骨粉が入っているかどうか。それから餌の中に動物性由来のタンパクがあるかどうか。

それから、餌の中に動物由来のDNAが混じっているかどうか。だんだん右に行けば行くほど、検出感度と言いまして、検査感度が高くなります。ですから、方法もだんだん改良されて、いい方法を使うようになっていきます。それで実際にこういう方法を使って、一

番下、ちょっと小さいですが、2001年6月から2004年3月まで、飼料工場等で調べたところ、肉骨粉の混じった資料は検査したかぎり、検出されなかった。飼料規制はある程度守られているだろうという結果であります。

(スライド10)

一方で、2001年10月から、その飼料規制ということを経法的に拘束力のある飼料規制をしいたわけですけれども、これはBSEが発生していたイギリスでも起こっていた現象ですが、流通に残っている肉骨粉というのは、規制を受けてもすぐにはなくなる。それはどのぐらいでなくなるのだろうかということをお考えますと、実際に産出される肉骨粉というのはどうも2～3日で回転していくと。それが飼料工場に入ると、だいたい1ヶ月単位で94%ぐらいが流通に回る。実際に使用している農家さんのところに行くと、それが3ヶ月ぐらいで消費されるだろうと。

そういうことを総合的に考えますと、おそらく飼料規制をしてから、1年ぐらい経過すれば、流通に乗っているものもほとんどなくなるだろうと。

(スライド11)

そういうことを考えまして、突然交差汚染という言葉が出てきていますけれども、牛用の飼料と、例えばそれ以外の家畜の飼料と混ざってしまう可能性を『交差をする』と言いますが、2001年10月までは、そういう状態は否定できませんでした。それは法的な飼料規制の以前の話とを考えています。

けれども、今言いましたように、2001年10月に法的拘束力のある飼料規制を導入して、それからおそらく流入に乗って、あるいは農家さんのところに残っている肉骨粉というのも1年ぐらいでなくなるだろうということをお考えますと、2003年7月以降、それからさらにこの間、牛用の飼料を作る工場が、そこを専用にしなさいということもやっています。ですから、そういうことを考えますと、国内で生産される牛用の飼料に混入する確率は無視できるレベルであろう。

(スライド12)

次に、いったいBSEの病原体であるBSEプリオンというのは牛のどこにいたということですが、これはある程度はつきりしてしまっていて、牛の脳ですとか、せき髄、それからせき髄のちょっと外にある部分背根神経節、それから目、扁桃、回腸遠位部と言いまして小腸の下の方です。これにだいたい割合が書かれているのですが、足し算すると99%以上のプリオンというのは、牛の全体にあるのではなくて、こういうところに限局して存在します。これを特定危険部位と言っています。ですから、この特定危険部位を完全に除くことができれば、もしこの牛が仮にBSEに感染していたとしても、その99%の病原体は除けるということになります。

(スライド13)

ただ、研究が進みまして、特定部位以外の部分にもプリオンはいますよということも明らかになっています。ここにずらずら字で書かれてありますが、実はこれは日本で発見された例ですけれども、BSEに感染してから比較的歳を取った牛ですが、そうすると一度BSEの病原体というのは、中枢神経系の脳とかせき髄に入りまして、それが今度は神経を伝わって外に出て行きます。ですから、一度中枢神経系の脳やせき髄にあった病原体は外に出て行くので、末梢神経にもプリオンが溜まることわかってきました。

けれども、そうすると末梢神経で溜まっているプリオンは、脳やせき髄で溜まっているプリオンの500分の1とか1000分の1という、ものすごい少ない量です。ここに書いたのですが、SRMという、特定部位以外にも今はプリオンの蓄積があるということわかっております。けれども、それはすごい少ない量なので、食肉へのプリオンの汚染度というのは、非常に低いという考え方です。

(スライド14)

では、実際感染状況は日本でどうなっているのか。日本ではBSEの牛が出ますと、大ざっぱに言うと、それに関連した牛ですね、例えば同じ餌を食べていたとか、同じお母さんから生まれたとか、そういう牛は疑似患者として検査されます。これは2005年の3月までの牛ですが、今のところ、疑似患者として720頭が殺処分されまして、そのうち、BSEであったものは1頭もいません。

(スライド15)

これはヨーロッパでわかっていることなのですが、BSEに感染した牛というのは、実は農場とか、フィールドで、原因不明で死んでしまった牛が多く見つかるということで、日本では死亡牛の検査を行なっています。24ヶ月齢以上の死亡牛をすべて検査するというサーベイランスを実施しています。この死亡牛のサーベイランスというのは、その国や地域において、BSEがどのぐらい発生しているかを見る、最も正しい方法なんですね。

そういうことを日本で今、行なっておりまして、このデータは2005年の3月までですが、今のところ、3頭の牛がそれで見つかっていると。足し算していきますと、十何万頭調べて、3頭しかいないということになります。日本ではこういうサーベイランスをしっかりやっているの、正確な汚染状況がわかっていることを理解していただきたいと思えます。

(スライド16)

1996年以前というのは日本では基本的にはBSE対策はありませんでした。ただ、ヨーロッパで起こったこと、それから2001年では日本で実際にBSEが発生して、BSE対策がしっかりしてきたと。そのなかで、日本のBSEの発生はどうなったかを予測

したグラフなんですけれども、95年や6年には、計算するとだいたい40頭～50頭、少なくともそのぐらいの感染牛はいただろうと。当時は検査はしておりませんので、全部検査することはできない。けれども、96年に肉骨粉の使用を自粛しなさいという通達を出した。2001年以降に完全禁止と。おそらくその発生というのはどんどんどんどん下がるだろうと。実際には96年以降に生まれた牛は、ほとんどの牛がBSEの検査を受けています。

ですから、ここらへんで検出されている牛というのは、ほとんど実数を示しているわけです。こういうすべての措置を管理措置と言いますが、おそらく管理措置が有効に機能していれば、右肩下がりでBSEの発生は下がるだろうと。今のところ、実際に下がっています。

(スライド17)

今までのところをまとめてみます。

(スライド18)

繰返しになりますが、2005年3月までの時点で、20ヶ月齢以下の牛における生体牛の蓄積度、言い換えますと、日本のBSEの汚染度というのは、まず侵入リスクですね、国外から入ってくる可能性は無視できるだろうと。それから、飼料規制というのかなり厳密に守られているようなので無視できるから、非常に低いレベルだろうと。それからプリオンの生体内分布というのは、もともと筋肉とか、いろいろなところにあるわけじゃなくて、特定部位と称される、ある限られたところに限局している。それを取り除けば、食肉への汚染度は非常に低くなる。実際に日本ではサーベイランスをしっかりとっていて、日本のBSEの発生状況ははっきりしている。

そういうことを考え合わせますと、生体牛での蓄積度、BSEの汚染度というのは日本では非常に低い。これはかなり危険域を見てますけれども、低いレベルに止まるだろう。あくまでも、これは20ヶ月齢以下の牛を対象とした場合です。

これまでが日本にBSEはどのぐらいいるだろうか、ということした。

(スライド19)

続きまして、食肉の処理によって、どのぐらいBSEのリスクは低減されるかという話をしたいと思います。

(スライド20)

まず、食肉処理のところで、牛を気絶させるために、スタンニングという処理をします。ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、スタンニングすることで、脳組織が一部破壊されて、それが血流に流れることがわかっております。ただし、それをどのぐらい

の量が流れて、どのぐらいの汚染度が肉に行くんだというのは、実際にはデータがありません。けれども、けっして脳せき髄を粉々に砕くものでもないので、血流に入るということはありますが、それによって中枢神経組織、脳やせき髄が枝肉に付着して、枝肉が汚染されているという可能性は非常に低いだろうと言えます。

(スライド21)

次にスタンニング処理を行なった後に、牛が暴れるわけですね。それを止めるためにはせき髄を破壊するために、ピッシングという処理をします。簡単に言いますと、長いワイヤーを脊髄に入れて、せき髄を破壊するという措置ですが、それによってもせき髄が壊れるので、壊れたせき髄が食肉を汚染する可能性があります。これに関しても、どのぐらいの割合で汚染されるんだろうかという、十分なデータはないのですが、けっしてむやみやたらに飛散するわけでもないので、ピッシングという処理を行なっても、その汚染率はそれほど高くないだろうと。下に書いてありますが、ピッシングによる食肉の汚染リスクもないとは言えませんけれども、非常に低いレベルだろうと。これはあくまで、仮にその牛がBSEに感染していたという話であります。実際には処理される牛のほとんどはBSEに感染していないわけですから、そういうところもご理解ください。

(スライド22)

次に、先ほどから何度か出てきますが、特定危険部位、SRM、プリオンがたくさん溜まっている部位ですが、今、日本では除去しています。ここには99%のプリオンがあると。そこを除去できれば、食肉のBSEプリオンの汚染率は非常に低いということになります。ただし、牛というのはプラスチックに入るものではありませんので、それをばっばっばとプラモデルをこわすかのように、99%すべて除去できているかという、けっしてそうではありません。

(スライド23)

日本ではSRM、せき髄を取り除いたときに、今度はせき髄を割るという作業をします。そのときに、せき髄が枝肉に飛ぶ可能性があります。けれども、日本では枝肉を作るときに、枝肉を洗浄しております。この洗浄によって、枝肉に飛散した脳せき髄の片が効率よく落とされるということもわかっております。ですから、せき髄により食肉のBSEプリオンの汚染率は非常に低いと考えられます。

(スライド24)

これは実際にそういう各事業所でどういう手順で牛をスタンニングから枝肉を作るまで処理しなさいという、衛生作業標準手順というのが定められています。定められている施設がほとんどですが、これが定められてない場合に、どのぐらい汚染する確率が上がるの

だろうかということは測り知ることはできないのですが、けっして高くはないだろうと。皆さん予想できることだとは思いますが、低いという評価をしました。

(スライド25)

次に検査の話をしていきます。縦軸は延髄というところに溜まるプリオンの量を示しています。横軸は感染してからの時間ですが、ある程度のところまで溜まってくると、検査で陽性ということになります。ですから、溜まってこない、これ以下の部分は検出限界以下は、プリオンがいても陽性にならない。もっと溜まってくると発病して、やがて動物は死に至ります。これはどのぐらいなのかというと、末期ですね、斃(へい)死するような牛に溜まっているプリオンの、1000分の1ぐらい溜まったところで陽性と検出することができます。

(スライド26)

ですから、これは検出感度が低いか高いかというのは、個人個人の考え方もありますが、私から見方からすると、非常に検出感度の高い方法を今使っていると。けれども、いくら検出感度が高くても、やはり感染してからしばらくの間は、検出限界以下のところにしか増えていないので、検出することはできません。では、その期間がどのぐらいかということ、だんだんそのデータが出てきているのですが、おそらく2年から3年ぐらいではないかなと考えられております。

(スライド27)

検査はどういう流れで進んでいるのかということ、一次検査としてエライザ(ELISA)というものを使っていますが、それが陰性であれば食肉に回る。一次検査が陽性であると、二次検査と称して、もうちょっと精度の高い検査で確認をします。ここでも陽性であれば、最終的にその牛はBSEに感染したということで、食肉の流通からは完全に排除されます。

(スライド28)

これも2005年3月までのデータですので、現在ではもっと数が多いのですが、約400万頭以上が検査されております。その中で、社会的にもすこし問題になっております21、23ヶ月齢という比較的若い牛で検査陽性になった牛がおります。けれども、この牛に溜まっていたプリオンというのも検出限界ギリギリの量、非常に少ない量だった。ですから、仮に諮問にあった検査月齢を20ヶ月齢以下の牛というのを検査対象から外した場合であっても、仮にその牛がBSEに感染していて、そこにプリオンがあったとしても、溜まっているプリオンは非常に少ないということから、汚染量というのも、おそらく無視できるから、非常に少ないレベルであろうと。

それから、もともと20ヶ月齢以下の牛というのは、今まで日本で検査してきています

から、ずいぶんの牛を検査していますけれども、陽性になった例はありません。ですから、検査をして陽性になる率も非常に低いだろうということは想像できるわけです。

(スライド29)

その他の対策としまして、トレーサビリティと称しまして、牛が生まれてからどんな餌を食べて、と畜されるまでの情報が2003年12月までに整いました。それから、現在では、それが流通段階までフォローできるようになっています。そういうことから、2003年7月以前に生まれた牛の混入による食肉へのBSEプリオンの汚染——ちょっとわかりづらいですね。2003年以前に生まれた牛が食肉に回っているという可能性は無視できるということになります。

(スライド30)

ちょっとお話しましたけれども、BSE検査は今のところ、粛々と適切に行なわれておりまして、陽性牛は完全に排除されています。ですから、2003年7月以降に生まれた牛に関しては、BSE検査はしておりますので——BSE検査はその前からやっておりますけれども、食肉へのBSEプリオン汚染は無視できるレベルであろうと。

(スライド31)

今、話してきたことをまとめます。

(スライド32)

食肉検査段階でどのぐらいの割合でプリオンが排除できるかと言いますと、まずSRMの除去、その他の食肉処理に関しては、一つ一つのスペックで完全にプリオンを除くことはできません。けれども、仮にそれを完全に除けなくても、汚染レベルは非常に低いので、低いレベルに止まると。それから、BSE検査も粛々と行なわれておりまして、陽性率も非常に少ないし、あくまでも20ヶ月齢以下の牛の話をしていますが、汚染量も無視できるぐらい少ないと。

それから今、日本ではトレーサビリティ制度も整っています。そういうことを考え合わせますと、食肉の汚染度に関するリスクは無視できるから、非常に低いレベルにとどまるだろうと。仮に20ヶ月齢以下の牛を検査の対象から外しても、ということですね。

(スライド33)

こういうことを踏まえまして、食品安全委員会プリオン専門調査会では次のような答申を出しました。

(スライド34)

諮問は基本的に20ヶ月齢以下の牛を検査の対象外としたときに、BSEのリスクがどう変化するかということでしたので、全頭を検査の対象とした場合のリスクと、21ヶ月齢以上のみの牛を検査対象とした場合のリスクを比較したわけです。それで、生体牛における蓄積度というのは、検査をしようがしまいが変わりません。ですから、これは前半の部分でまとめたところですが、「無視できる」～「非常に低いレベル」だと。日本では飼料規制もちゃんと行なっている。そこが一番のポイントですが、輸入リスクもほとんどないということから無視できると。

食肉の汚染度はどうかと言いますと、全頭検査した場合、無視できる～非常に低いとしますと、21ヶ月齢以上のみを対象としても、BSEプリオンの蓄積度というのは非常に低いということ。SRM除去、特定部位、プリオンが溜まっている部位を除いているということ。そういうことから考えると、21ヶ月齢以上の牛のみを検査対象としても、食肉の汚染度は全頭を検査した場合と変わらないということです。

(スライド35)

日本の対策として、まだ足りない部分というのも見えてまいりました。その対策をとってくださいということもお願いしました。1つはピッシングの中止ということ。ピッシングというのは、先ほど言いましたようにせき髄を破壊するという処置なんですけど、それによるせき髄片が汚染して枝肉を汚染するというリスクはけっして高くはないのですが、できるだけゼロにしたいと。そのためにはこのピッシングを、やめられるものならばやめたい。実際に、諸外国ではピッシングはほとんど行なわれておりません。それと同時に、せき髄片の飛散防止——せき髄片が飛散して枝肉を汚染する可能性も下げてくださいというお願いもしております。

(スライド36)

今後、おそらく一番重要になると思うんですが、牛に肉骨粉を与えないという飼料規制の実効性、本当にそれが機能しているかどうかというのを、いろんな方法で確認してください。これは何度も繰り返しますけれども、今後、日本で一番重要なBSE対策になると思います。今までもそうですけれども、今後も重要なBSE対策の柱になるものであります。

それから、よく言われることですがけれども、BSEの病原体というのはやはり普通のウイルスと違って、よくわかっていない部分があります。ですから、わかってないがために不安がある、あるいは不安に思う。まだ、他に何かあるんじゃないかとか。そういうことから、BSEに関する調査、研究をもっと進めてくださいというお願いは、答申と合わせてさせていただきます。

ここまでで食品安全委員会プリオン専門調査会で行ないました、リスク評価の説明を終わりたいと思います。

○吉川専門官 ありがとうございます。続きまして、農林水産省小原課長補佐より「我

が国におけるBSE管理措置～飼料規制・死亡牛検査・牛トレーサビリティ関係～」について説明いたします。

○小原課長補佐 皆さん、こんにちは。農林水産省動物衛生課の小原と申します。リスク管理機関であります農林水産省、厚生労働省のうち、私ども農林水産省では飼料規制、農場で死んでしまった死亡牛のBSE検査、牛のトレーサビリティを担当していますので、BSEの国内対策のうちのこれらのことについてご説明してまいりたいと思います。

(スライド1)

まず、平成15年7月からの食品安全行政の体制でございます。今、堀内先生からもご説明がございましたけれども、リスク管理機関である農林水産省、厚生労働省から評価の要請をして、食品安全委員会でリスク評価を行なう。評価をいただいた結果をお知らせいただいた後に、それぞれの機関でリスク管理措置を適切に講じることになっています。

(スライド2)

我が国のBSEの国内対策を説明する前に、世界のBSEの発生状況についてご説明をしてまいりたいと思います。まず、グラフの説明からしますと、青色のものが英国、少し薄いものがEU、あとはアメリカ、カナダ、日本と、ご覧の通りの色で示されておりますが、1992年にイギリスで3万7280頭という、大変多いBSEの発生がございました。その後、英国は相当飼料規制等を行なって、急激に頭数が減って、2007年には80頭ぐらいになってきているということです。

その他、EUにおきましても、この2001年あたりに増加しておりますけれども、その後、同様にかなり減ってきています。その他の国については、ヨーロッパに比べれば、相当低い頭数に止まっているというようなことでございます。

(スライド3)

先ほどのグラフのものを表に置き換えた実数で並べてございます。見ていただいた通り、英国、EUで一貫して発生頭数が減ってきているということでございます。

(スライド4)

BSEが発生しまして以来、牛海面状脳症対策特別措置法を、平成14年6月に制定いたしましたしまして、順次、BSEの発生予防・まん延防止をしてきたわけでございます。まず、この特別措置法の目的は、BSEの発生予防・まん延防止を講じることによりまして、安全な牛肉の安定的な供給、国民の健康保護、酪農・牛肉生産・加工及び流通事業の健全な発展を図ることを目的に対策を講じてまいりました。

(スライド5)

牛海綿状対策特別措置法の対策の内容でございます。まず、牛の肉骨粉等の飼料原料の給与規制等を明記してございます。これは先ほども食品安全委員会の堀内先生からも飼料規制が大変重要なんだというお話がございましたけれども、ここでその担保をしておるといってございます。もう一つが農場で死んだ死亡牛の届け出と、BSE検査を行うということでございます。これは我が国でどのくらいBSEが発生しているのかという浸潤状況を把握するために行っているものでございます。それから、と畜場におけるBSE検査をきちっと実施して、流通する牛肉がBSEにかかっている牛のものかどうかを確認をするというようなことが規制措置として盛り込んでございます。その他、牛肉の安全性に関する消費者の信頼を確保するために、牛に関する情報を記録するという、主にこの4点を法律の内容としてございます。

(スライド6)

今ご説明した措置のうち、農林水産省の担当している部分を順次ご説明をさせていただきますと思います。まず飼料規制でございます。経緯からご説明しますと、先ほどの堀内先生のご説明にも要点は含まれておりましたけれども、改めてその経緯を表で示しております。まず平成8年に通知レベルで反すう動物由来の肉骨粉等の反すう動物への飼料給与を禁止する通知を出しております。

その後、平成13年になりますと、飼料としての肉骨粉等について、飼料安全法に基づき、すべての国からの輸入、国内における製造・出荷の全面停止を行っています。

その後、平成13年には、チキンミールや魚粉、豚の肉骨粉を鶏、豚用の飼料等に使用する際に、牛用の飼料と、牛以外の飼料原料が交差汚染しないように、その製造工程を農林水産大臣が確認した上で、しようを認めることとしました。また、平成17年4月には、配合飼料工場における反すう動物用飼料及びそれ以外の飼料の製造工程の分離を完全施行しました。したがって、牛の肉骨粉は牛も含めて、鶏、豚の飼料に使うことはできませんし、逆に牛以外のものであっても、それをまた牛の飼料に使うことができないということになっています。

それから、先ほどの食品安全委員会の答申にもございましたけれども、飼料規制の徹底強化というようなことを受けまして、輸入飼料の原材料の届け出ですとか、小売業者の届け出の義務化を、これも飼料安全法にもとづいて着々と実施をしております。

(スライド7)

先ほど交差汚染を防止するために、交差汚染防止措置をきちっと行うということをお願いしましたが、飼料工場ですう動物専用かどうか、反すう動物以外のものであれば、製造工程が分離されているかどうかを示している図でございます。ご覧の通り、137工場にあるすべての飼料工場で製造工程の分離がされています。その分離の仕方を見ま

すと、まず反すう動物専用のラインしか持っていない工場が43ございます。反すう動物以外のラインしか持っていない製造工場が59あります。この両方を持っているんだけど、それぞれの製造ラインが完全に分離されているところが35あるという状況になっています。

(スライド8)

これはライン分離のイメージ図です。上半分が牛用の飼料を作るライン、下が豚、鶏用の飼料を作るラインということになります。それぞれの原料タンクから粉碎・圧扁して、これを配合・ミキシングして、製品にしていくという、それぞれ同じようなラインがあるわけですが、それぞれの原料タンクの段階も、配合タンクの段階も、それぞれの製造工程の段階も、さらには最後の製品タンクの段階も、すべてが分離をされているというイメージを描いていただければとよいのではないかと思います。

(スライド9)

我が国の飼料規制をまとめてみました。縦軸が牛、豚、鶏のそれぞれの肉骨粉です。横軸が給与される動物の側の給与飼料になりますが、牛用の肉骨粉はどの畜種の飼料にも使えないということ。それから、牛用に使う飼料はどの畜種の肉骨粉も使えないということ。また、厳格な飼料規制が講じられているということが、この表からお分かりいただけるのではないかと思います。

(スライド10)

飼料規制の実効性確保の取り組みでございます。今までの経緯でも縷々ご説明をしてきた通りでございますけれども、輸入段階、飼料の販売段階、農家での使用の段階、製造の段階、それぞれの段階で規制をしております。例えば輸入であれば、肉骨粉の輸入は禁止されておりますし、食品安全委員会からの答申が出て以降は、輸入原料についての届け出もしていただくことになっています。それから販売段階についても、反すう動物由来の飼料原料を反すう動物用飼料として販売するのは禁止されておりますし、さらには小売業者の届け出も義務化されています。農家の段階でも農家における飼料の利用には規制があります。また、製造工場についても同様のことでございます。また、それぞれの規制について、国及び都道府県で立ち入り検査とか、サンプル分析等をして、常に指導、監視をしております。これまでの検査では、一部書類の不備等の改善指導をしておりますけれども、ほとんどの事例ではまったく問題がないということが、立ち入り検査で確認をされています。

(スライド11)

続きまして、BSEのサーベイランスの経緯ですが、我が国のBSEの浸潤状況を把握

するために、死亡牛の検査を中心としたサーベイランスを実施してございます。まず、平成8年にBSEの発生報告を義務化しています。また、各都道府県に家畜衛生を担当する部署として家畜保健衛生所が設置されていますが、この家畜保健衛生所に搬入された病気の家畜を対象としてBSE検査を開始しています。

その後、平成13年にはこのサーベイランスを拡大して、年間4500頭規模にしています。また、と畜牛につきましては全頭検査を開始しています。平成15年になりますと、24ヶ月齢以上の死亡牛の届け出を義務化することにより、何の症状も出ていない死んだ牛も含めて、すべて届け出をしてもらって、それを検査して、確実な浸潤状況を把握しようという体制を整えることにしました。平成16年には都道府県の体制が整い、日本全体の死亡牛の検査体制が完全に整いました。

(スライド12)

このサーベイランスは、今ご説明しました24ヶ月齢以上の死亡牛を対象にしているわけです。浸潤状況を調べるためのサーベイランス手法としては、先ほど堀内先生からもご説明ありましたが、ある程度プリオンが蓄積して、BSEを完全に把握できるような月齢で検査するのが有効だということで、EUでも24ヶ月齢以上の死亡牛の検査を実施しております。したがって、我が国においても24ヶ月齢以上の死亡牛の届け出を義務化して、それを全部検査をするという体制になったわけでございます。

(スライド13)

このスライドは、死亡牛検査の実績です。平成15年に始まったわけですが、平成16年までの1年間、各都道府県の体制を整えていただいて、16年から全都道府県で完全に検査が行なわれていまして、年間10万頭弱の検査が行なわれております。そして、その間、BSEとして確認されたものが、平成19年7月現在で12頭です。

(スライド14)

最後に牛トレーサビリティ制度についてでございます。牛トレーサビリティ制度につきましては、二つの目的がございます。一つはBSEのまん延防止措置の的確な実施です。これはBSEの患者が確認された際、迅速かつ的確に関連牛を特定して、所在を把握するということです。

もう一つは、国産牛肉に対する信頼確保ということで、国産牛肉の個体識別情報を提供することによりまして、牛肉の生産過程の透明性を確保するというところでございます。

(スライド15)

実際の仕組みとしましては、生産段階につきましては、まず牛に耳標を装着します。牛が生まれる、もしくは輸入される、また、生まれてから、他の農場に移るといようなこ

とがあった場合、それぞれの段階でその管理者、つまりは農場の生産者、もしくは輸入者が出生の届け出、また移動した場合には移動の届け出をするということです。と殺の段階では、と畜者がと殺の届け出を出すことになっています。これらは、すべて家畜改良センターに報告をされるという仕組みになっています。

(スライド16)

続きまして、流通段階です。先ほどの流れの続きになりますが、と殺されたものが、枝肉、部分肉、精肉というふうに順次加工されていくわけですが、枝肉、部分肉などが、それぞれの段階で販売業者などが個体識別番号の表示をして、その取引記録を保存するという、それからサンプル採取して、DNA鑑定などでその監視をしています。

(スライド17)

個体識別情報は、家畜改良センターで報告を受けて、データベース化しているわけですが、個体識別台帳というのを作ってしまして、これは管理者の氏名など、個人情報を除きまして、公表してございます。台帳の中には出生の年月日や種別等の牛の個体の情報と飼われている場所や管理者の氏名などの情報、それから個体種別番号の牛がいつ、どこでと殺をされたかというようなと殺の情報がその台帳の中に書かれています。

(スライド18)

これはインターネットでの検索の方法をご紹介をしたものです。家畜改良センターのホームページがこのアドレスにあります。その中に、「牛の個体識別検索サービス」という表示がございますので、ここをクリックします。

(スライド19)

そうすると、それぞれの個体識別番号ごとの情報が出てきます。これでどんな牛が、どこで生まれて、どこの農場を経て出てきたかというのが、順次わかるようなことになります。

(スライド20)

実際に売られている肉です。ラベルを拡大しますと、このように10ケタの個体識別番号が明記されています。生産情報等をお調べになりたい方はこの個体識別番号をホームページに入れていただくと、先ほどのスライドの情報が出てきます。

(スライド21)

それぞれのパックへの表示ばかりではなくて、店舗の店頭でこういった表示をしている場合もあります。

以上、農林水産省で担当している飼料規制の関係、死亡牛のBSE検査の関係、またトレーサビリティの関係についてご説明をいたしました。

○吉川専門官 ありがとうございます。続きまして、厚生労働省加地課長より、「我が国におけるBSEに関する管理措置～と畜場・食肉処理関係」について説明いたします。

○加地課長 皆さん、こんにちは。厚生労働省監視安全課の加地と申します。20分ほど、時間をいただきまして、これからは各自治体で行なっております、BSEの国内対策の中の、と畜場での検査を中心にお話をさせていただきたいと思います。

(スライド1)

まず、現在の状況でございますが、先ほど堀内先生からのお話、それから農水省さんからのお話がありましたように、平成17年8月から20ヶ月以下の国内の牛については、食品安全委員会からの答申をもとに、検査は必要ないということで、平成17年の8月1日以降は検査は義務化されておられません。そうは言っても、その当時——平成17年当時ですが、やはりまだまだ消費者の方の不安が残っていた。それから、検査したものと検査しないものが同じ牛肉として国内に流通したら、流通が混乱してしまうじゃないかというお話があつて、法律を変えたわけですので、それでは3年間にかぎって、平成17年の8月1日から、平成20年の7月31日までの3年間は経過措置ということで、皆さんへの周知とかが必要なので、猶予期間と申し上げたほうがいいと思うんですが、それを3年間置きました。ですから、現在も全頭検査ということをマスコミ等では表現していますけれども、現在は21ヶ月以上の牛の全頭検査が義務化されています。

それから20ヶ月以下の牛については、これは現在でも検査は続けております。これは自主的に自治体が行なっているという位置づけになります。その自治体が行なう自主検査に対して、先ほど言いました経過措置、あるいは猶予期間内の来年の7月31日までは国の予算で100%補助しましょうということになっております。一部、新聞報道等で、急に来年の7月に終わってしまうんだというような話があつたり、あるいは全頭検査全体が終わってしまうんだという誤解があるように、私も聞いておりますし、いろいろご意見とかご質問があります。そのへんのところも、今日ご説明をしていきたいと思っております

(スライド2)

まず、8月31日付け通知「国庫補助について」の趣旨ということで、これはマスコミ等で来年急に中止になるんだというような報道があつたので、そうではありませんよと。3年前、平成17年の8月1日から検査は自主検査に変わっておりますよと。16年、17年は全国でこういうリスコミを、16年は50ヶ所以上、全都道府県を回ってさせてい

いただきました。それから、また17年、18年も引き続いて、こういうリスクミをやってきましたが、まだまだ経過措置について、まだよく理解されていなかったということもありました。そういう意味で、今日もこちら名古屋に来させていただいているわけです。

まず最初に、「関係者の理解を深めていただけるよう、3年間の経過措置について周知の協力を依頼した」文書でございます。これもマスコミでちょっと誤解があったり、あるいは国会の先生方にも誤解されていますが、今、地方自治が叫ばれていて、都道府県が独自にやろうということをやっていることに対して、国が口出しするのはいかなものか、地方分権の意義に反するのではないか、あるいは地方自治の権限を侵すものだという批判がありました。けっして、この通知はそういうことを書いてあるものではありませんよということを、最初に申し上げる約束になっています。旧自治省、今で言えば総務省ですが、総務省のほうが心配して、「本当にこの通知は地方自治を蔑ろにするものかどうなのか」ということで、ちょっと懸念を表明されたのですが、私どもがよく説明をしたら、「ああ、全然問題ないじゃないか」という話になりましたが。

そうは言っても、一部のマスコミに書かれたり、あるいは国会議員の先生から指摘を受けましたので、ちょっと最初にお断りしたいのが、この文章でございます、あくまでも20ヶ月以下の牛のBSE検査は自治体が自治義務として自主的に行なっているものであって、検査の実施については自治体の判断に委ねられていますよと。したがって、来年の7月になると自主検査は国の補助が終わるということで、検査を続けるか続けないか、これは自治体の判断ですよということでございます。

ただ、通知については、自治体の対応にばらつきが出ることによって、消費者もなぜある県は検査して、ある県は検査しないのかということに不信感を持つ。それから流通も検査したものと検査しないものが混在して流通している。そういうことで混乱が生じることについて懸念を表明して、私どもとしてはちゃんと食品安全委員会の先生方が科学的な知見にもとづいて評価していただいたことを、やはり国民に正しくお知らせしていくと、十分に理解されるように、こういうリスクミを務めていくことが何よりも重要であろうというふうに思っております。そういう意味で、今日も多数の方が来られていますので、その辺をご説明できればと思っております。

(スライド3)

まず最初におさらいになりますけれども、これまでの「国産牛のBSE確認に伴う対策」ということで、2001年、今から6年前、北は北海道、南は沖縄まで全国一斉に、10月18日から、と畜場でと殺・解体される牛については全頭、全月齢の検査を決めたわけでございます。

当時、どうして全頭検査が始まったかという、牛の月齢を正確に確認することができなかった。また、初めて1頭目が出て、国内も非常に混乱していた。消費者の方々は非常にパニックで、マスコミの方もパニックです。そういうことで検査をした肉としない肉が

流通することへの強い不安があった。最終的には政治決着で全頭検査しようと。食品安全委員会はまだありませんでしたから、その当時、BSE検討委員会というのがございまして、そこで専門家の意見を聞きましたら、30ヶ月以下でいいじゃないかということで、国会のほうに持っていきました。そうすると、まだまだ消費者が不安に思っているので、ここは全頭検査だと。その当時、初めて言葉として「安心・安全」という言葉が出てきたんですが、安全はわかっても安心じゃないだろうということで、安心・安全を担保する意味で全頭検査と。「政治的な」ということが悪い言葉でなくて、政治的にこれはそういうふうに決まったと。

また戻って、BSEの検討会の先生方にお話ししましたところに、科学的にはやる必要ないけど、1年間やってみたらおもしろいだろう。それは世界のどこでもやってない検査だろうと。したがって、1年間、まず全頭検査をやって、ちゃんとしたデータを集めることによって、より一層科学的にこのBSE問題については対処していけるというお言葉がありましたので、「それでは」ということで、われわれもスタートをしたわけです。

(スライド4)

同時に、SRM、すなわち頭部、せき髄、回腸遠位部等の除去・焼却の義務化、それからせき柱の食品使用への禁止もちょっと遅れて始まっております。

(スライド5)

先ほど言いました、平成17年8月1日以降は、20ヶ月以下の牛についての検査は食品安全委員会の答申にもとづいて、強制的な検査、義務的な検査はなくなりました。ただ、さりながら、制度変更に伴い、消費者の不安を払拭するためと、流通の混乱を回避するための、最長3年間の経過措置、猶予期間を、緩衝帯として設けてきたわけです。

(スライド6)

と畜場におけるBSE対策については、この表が全体をとりまとめております。

(スライド7)

また、検査の方法については、先ほども堀内先生のほうから詳しく説明がありましたので、省略させていただきます。

(スライド8)

現在156のと畜場で76の自治体が関係しております。2566名のと畜検査員。2566名というのは、すべて獣医師です。

(スライド9)

先ほど何回かありましたが、現在までに33頭のBSEの陽性牛が我が国で発見されています。と畜場で検査した頭数が744万頭。先ほどの食品安全委員会に諮問した頃はまだ400万頭だったのですが、現在ではもう750万を突破しようという状況です。そして、と畜場でBSEが確認されたのは、このカッコ書きで書いてあります20頭です。最初に千葉県で発見された1頭と、先ほどの農水省の説明にありました死亡獣畜で発見された12例を合わせますと、我が国では33頭のBSEが確認された。

こちらにBSEの確認頭数の月齢が書いてあります。21ヶ月から40ヶ月未満の牛で見ますと、と畜場で見つかったものが、このうち2頭です。そして、41から60ヶ月が1頭と2頭というということです。61から80ヶ月齢、これが一番多くて全体で17頭。80ヶ月以上でも11頭見つかっています。合わせますと、33頭ということです。これで見ましても、21ヶ月未満では出てきておりません。

(スライド10)

これは陽性牛の出生年の分布です。1992年に1頭、これは169ヶ月の大変高齢の牛で1頭です。あと、95年と96年が最初のピークです。99年から2002年にかけての二つ目のピーク、これを見て、動物の感染症の疫学者の先生は、最初のピーク、次のピークという、二峰性が見られるというところがポイントと言っています。

(スライド11)

次の図をお見せしますが、これは食品安全委員会で先ほど説明がございましたものを、まったく同じ図を別の角度から分析をしています。こちらの横軸はBSEの牛が確認された年です。縦軸がそのときの牛の月齢です。ですから、この牛であれば、2001年に発見された64ヶ月ぐらいの牛だということです。こういうふうに、今までの33頭の発見された牛を、その確認された日付のところに月齢をプロットしていきますと、こういうふうに、ほとんど非常に狭いバンドになります。これはずーっと延長していきますと、ここに書いてありますように、この牛たちが、この95年の12月5日から96年の8月まで、非常に狭い、短い期間に生まれています。同じ頃生まれた牛です。

ここがポイントですが、ここは2001年の10月18日で、と畜場でのBSEの検査をスタートした時点です。ですから、ずーっと遡っていくと、20ヶ月、あるいは30ヶ月、40ヶ月、このへんで本当はBSEに感染していた牛がいたかもしれない。いや、たぶんいたんじゃないか。その牛たちが成長して、60ヶ月、70ヶ月というところで見つかるわけです。ですから、感染したときというのはここではないかと考えられますので、30ヶ月、40ヶ月ぐらいでと殺されたものがあるけれどもそのときは残念ながらまだ検査はスタートしていなかった。ですから、先ほどの飼料規制をしたという以前の話なので、ここでと殺された牛、あるいは死亡した牛は化製場へ行って、レンダリングされもう一度肉骨粉になっている可能性が高いわけです。

これを見ていただくと、この辺でと殺されたものが、ここに来て肉骨粉になって、その肉骨粉を食べたものが、すこし幅広いですけども、このグループです。これはバンドがちょっと広いんですけども。ですから、99年の7月から2002年の1月13日ぐらいまで、ちょっと幅があります。やはりこの1回目にかかったBSEの原料を食べた牛たちが、ここに発生をしてきた。おもしろいことに、この間はないんです。という現象がこの図から見られます。これは今まで発表した33頭の発見された日と確認された日とその月齢をただプロットしただけですが、この直線に乗ってきます。

先ほど、食品安全委員会のスライドにありましたが、この原因がイギリスから来た生体牛か、あるいはイタリアから来た肉骨粉か、オランダから来た動物の油脂か、あるいはカナダからの生体牛、その辺がどうも怪しい。それまで日本になかった病気ですから。世界でも最初はイギリスからスタートしている。そういう面からすれば、何らかのかたちで最初は海外から、この牛たちが飲んだ、あるいは食べた餌の原料となったものが、この非常に狭い期間に一回国内で曝露したと考えられます。

そして、残念ながら、まだBSEの検査が始まる前に、もうすでに肉骨粉になって、二回目の餌のサイクルに入ってしまったものがある。それを食べた牛がいる。ここに肉骨粉飼料完全禁止、これが2001年の10月からですが、ちょっとタイムラグがあります。作ってから、完全に使用されるまでに3ヶ月、安全を見込んで半年から1年というタイムラグがちょっとあるわけです。けれども、最後に発見された一番若い牛は2002年の1月13日生まれです。ですから今だと5歳です。一番若い牛で5歳。死亡獣畜で見ますと、今年の1月と6月に確認されたのがいますが、ここです。これを考えますと、年をとった牛であります。今のところ最新というか、一番若い牛で2002年の1月13日生まれということになっています。

おそらくこのグループに属する牛というのは、80ヶ月を越えていますけれども、まだまだ生きて乳を出している牛もいます。そういう牛は死亡したときの検査で、もしかしたらBSE感染が見つかるかもしれない。ですから、明日出ても、今日出ても、それはおかしくない。ただ、それは心配する必要はなくて、この生まれですから、心配ないです。そういう状況の中で、2003年7月生まれの牛は、2005年の3月には20ヶ月になります。このときのリスク評価をしています。このときにもう検査やめても、リスクは変わりませんよ、変化ないですよと言ったのは、この時点なんです。そうすると、ここでと殺された牛はまさにそういう検査をやめてもリスクは変わらないという牛なんです、その時点でと殺されなくて、ずーっと生きて乳を出している牛もいます。そうすると60ヶ月、70ヶ月になっていますが、その牛も同じなんです、本来は。だから、20ヶ月以上は検査必要ですよと言っているけども、この時点に来れば例えば30ヶ月であってもリスクは変わらないんです。最初の生まれたときの時点でそのリスクは決まるわけです。

行政的な手段としては、とりあえず2008年の7月31日までは20ヶ月以下は、検査不要だけでも、自主検査は継続して国がお金を出しますと。来年の8月1日以降は、昨

年11月以降生まれの牛が20ヶ月になるという牛なんです。科学的に見ても、そういったタイムラグがあって、ここで経過措置の3年が終わるということを考えてみれば、この検査がどういう位置づけになるかということは、皆様方、別に科学の話ではなくて、ご理解いただけるかなと思います。

あとは、このぎりぎりのところで線引きをするのは危険ですし、あと1年ないし2年たてば、このぎりぎりのところで生まれた牛が、潜伏期間が来るわけです、例えば7歳、8歳、そういった牛がこの辺でどう出てくるか。これによっても決まってくる。そのときに死亡獣畜で見つかって、そういうものに感染した牛がいずれ日本国内から、すべていなくなる。そのときが、日本からBSEが完全に消えたと、撲滅した時期になると思っています。この図が私どもが一番お話したかったところです。

(スライド12、13)

答申のときに食品安全委員会から、いくつか付帯意見がついておりまして、今のような飼料規制、SRMの焼却、完全除去、これを完全にやれば、今のこの図のようにきれいな状態になるわけですが、それが崩れますと、元も子もないわけなので、そういう意味でSRM除去の徹底については、このリスク回避に有効であるということが、食品健康影響評価において言われておりまして、各都道府県のと畜場でこれからちゃんとやってもらっているかどうかを確認することが何よりも重要であるといわれています。

(スライド14)

スタンニングの方法、背割り、SSOP、ピッシング、SRMと、これは先ほど二人の先生から説明した通りです。

(スライド15)

現在、せき髓の飛散防止については、156施設のうち、150施設はすべてやっております。背割りを行っていない施設というのは6施設あります。これについては飛散防止の必要がないということになります。

(スライド16)

せき髓除去についても、150施設のうち、背割り前に吸引しているのが133施設で、と畜頭数ベースでは97%が背割りをして、せき髓吸引をしているところまで来ております。

(スライド17)

SSOPについては、すべての施設ですでに作成済みです。そして、159施設についてはちゃんとチェックが行なわれているということが報告されています。

(スライド18、19)

ピッシングにつきましては、とにかくできるだけ速やかにピッシングをやめるということと取り組んできまして、3年間のと畜場ごとの対応方針を公表しております。

(スライド20)

現在、70%がすでにピッシングを中止しています。なお、先週電話で調査したところによりますと、70でなくて、80%まで来ています。

(スライド21)

20年度の最後にはすべてピッシングはゼロになるという予定にしております。以上でございます。最後は駆け足になりましたが、ご静聴ありがとうございました。

○吉川専門官 それではここで10分程度、休憩を設けたいと思います。意見交換は3時40分から開始したいと思います。

(3) 会員参加者との意見交換

○吉川専門官 それでは時間が参りましたので、これから意見交換を行ないます。先ほどの説明者3人に登壇をしてもらっています。まず初めに参加の申し込みの際に事前にご質問を頂戴しておりますので、まずそれにつきまして、それぞれ担当の府省より回答をいたします。今回は食品安全委員会と農林水産省に関係するご質問がございましたので、これについて、まず食品安全委員会よりご質問内容と回答につきまして説明をお願いいたします。

○食品安全委員会事務局 事前に寄せられたご質問に関しまして、お答えいたします。「BSEに関して原因と発症のメカニズムに関して不確実な部分が多くて、よくご検討すべきだと考えます」というご指摘ですけれども、われわれのリスク評価結果、プリオン病原性の解明されてない部分が非常に多くございまして、それ故われわれとしましては、最悪のシナリオを想定しまして、これまでリスク評価を行なっています。

○吉川専門官 続きまして、農林水産省の関係でご質問がございましたので、その点につきましてよろしくお願いたします。

○小原課長補佐 農林水産省の関係につきましては、「BSEの感染源についての最新情報があったら教えてください」というご意見がございました。感染経路の究明につきましては、農林水産省において鋭意行なっているところでございまして、これまで7例目までのBSE発生例に関しまして、専門家の先生方にご議論いただきながら、とりまとめをいたしまして、これについてはすでに報告書として公表してございます。内容としましては、加熱不十分のイタリア産の肉骨粉、オランダ産の動物油脂を含む代用乳については感染源として排除できないということをご指摘されてございます。

8例目以降につきましては、改めて疫学的な観点から、再度専門家の先生方に集まっていただいて、一つ一つの事例について調査・分析をしていただいております。まとめ次第、また報告書を作成し、公表をさせていただくということにしております。もう少しお時間かかると思っておりますけれども、一生懸命作業を進めております。また、その段階になりましたら、こういった会等で皆様方にお知らせをしてみたいと考えています。

○吉川専門官 ありがとうございます。その他にご意見ということで、いくつか頂戴しております、「検査は継続をしてほしい」というご意見、あとは「20ヶ月以下の検査の不要な理由についてわかりやすく説明してほしい」ということで、今回そういったような趣旨でいろいろ説明があったかと思っております。あとはお詫び申し上げなければいけません

けれども、今回募集期間が非常に短かったのではないかというようなご意見も頂戴しております。私どもの調整の時間を要したという関係もございまして、今回何ヶ所か開催をするのですが、特に名古屋の会場が一番最初ということもありまして、非常に短い時間になってしまいました。大変申し訳なかったということで、お詫びを申し上げます。

あとは、米国産牛肉の関係でご意見がございましたが、今日のテーマが国内の対策を皆さんと考えようというようなことで、この会を設けさせていただいておりますので、また米国産牛肉は別途の機会ということにさせていただきまして、本日のご意見、ご質問は国内対策について頂戴をできればと考えています。

それでは会場のほうから、我が国のBSEの国内対策に関してご意見等があればお伺いしたいと思います。ご発言をされるにあたりましては挙手をお願いいたします。私が指名をいたしましたら、係の者がマイクをお持ちいたしますので、ご発言に先立ちまして、お名前と、差し支えなければご所属をお願いいたします。できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと思いますので、一回のご発言は2分以内をお願いしたいと思います。1分40秒経過をしますと、大変恐縮ですがベルを一回鳴らしますので、質問をまとめてください。2分たちましたら二回鳴らしますので、質問を終了し、マイクをお戻しいただければと思います。それでは発言される方、いらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

〇〇〇 〇〇の〇〇と言います。今日のお話の中で、非常に科学的、科学的というふうにおっしゃられたんですけども、実は食品安全委員会のプリオン専門調査会の中で、この間、20ヶ月以下を全頭検査から外すということについて、反対の意見を唱えていらっしゃった、むしろBSEの専門家である品川先生であるとか、山内先生であるとか、半数近くの委員の方々が辞任されて、辞められた後、むしろそういう反対であった科学的なあれを除いた結論を今回出されているのではないかということで、こういったプリオン専門調査会のあり方と言いますか、反対意見を排除するような、非常に政治的な背景があるのではないかという、そういう不安を持って今日の内容を聞いてきたのですけれども。

20ヶ月以下は必要ないというお話の中で、飼料規制がきちっとされているからいいんだとおっしゃられたわけですが、先ほどの質問の中にもありましたように、飼料規制というのは、例えばオランダの油脂から、代用乳の可能性みたいなことも指摘されているかと思うんですが、代用乳に対する規制なんかはされてませんよね。それとか、BSEの発生した農家が血粉であるとか、肉骨粉をむしろ飼料の中で、交差汚染でされていたというよりも、別に与えていたみたいな、そういう発言なども多々あって、そういった意味で飼料規制が完全にされているみたいなことは、現時点では言えないのではないかなと思うんですけれども。

特に代用乳なんかは、96年で発生がかたまっているところでは、非常に可能性が大きい。33頭の中で、代用乳だけが共通の与えられたものであるわけですね。そういうこと

などを考えると、代用乳に対する規制はきちっとされてないわけです。現時点での飼料規制はきちっとされているというふうには言えないかと思うんですけれども。薬害エイズであるとか、薬害ヤコブであるとか、この間のいろんな大きな健康被害を起こしていますけれども、リスクを受けるのは消費者なわけですから、本日の科学的と言われる内容には疑問があるように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○吉川専門官 それでは、まず一点目にプリオン専門調査会の関係でご意見をいただきましたので、これについては食品安全委員会のほうからコメントをお願いしたいと思います。あとは、飼料規制が完全に実施できていないのではないかという点については、農林水産省からコメントをいただきたいと思います。

○堀内専門委員 委員の選任の仕方というふうなお話だったと思いますけれども、私は実は選任される側の立場から、仮に政治的な配慮が働いたかどうかわからないんですけれども、ただ、経過を申しますと、委員の選任がありましたときに、最初からのメンバーの先生は食品安全委員会のほうからはお願いしていると聞いています。ただ、要請を断られた先生方は、先生方なりの理由で断れたと。委員会からは最初のメンバーの方には、基本的には皆さんに「次回もお願いします」という話はされたという、そういうような経緯があったと、私は理解しております。ですから、食品安全委員会のほうで意図的にある方を外そうとか、そういうようなかたちで委員の選任が行なわれたということではないと理解しております。

○□□ 表向きの話ではなくて、その後も、辞められた先生方は20ヶ月以下を全頭検査から外すのは間違っているということを新聞などでも意見として公表されていますよね。だから、そういった意味で科学的にこれが唯一のあれではなくて、科学的にむしろ専門家である立場の方たちが辞められた後で、この20ヶ月以下の全頭検査に対して反対をされているということがあるんじゃないかということ、私は意見として申し上げただけです。

○食品安全委員会事務局 食品安全委員会からご説明させていただきます。プリオン専門調査会においては、ご存じのように科学的な知見をもとに中立・公正な立場で、先生方にリスク評価を行なっていただいております。反対されているという新聞記事はこちらでは申し訳ないですけど、存じてないのですが、評価結果について最終的には先生方にご理解をいただいて、とりまとめられたものと考えております。

○吉川専門官 では飼料規制の関係でお願いします。

○小原課長補佐 飼料規制の関係を農林水産省からお答えをさせていただきます。代用乳についてのご質問でしたけれども、子牛の飼料として使われます代用乳の動物油脂の規制につきましては、動物油脂の中にある不溶性の不純物の中にプリオンが混入すると言われておりますので、これについての基準を設けて、規制をしているということでございます。

具体的には、2004年の5月以降、不溶性の不純物は0.02%以下に抑えないといけないというようなことになっておりますし、死亡牛に由来する油脂の利用も完全に禁止されています。これは両方とも飼料安全法にもとづいて、禁止をしております。因みに、国際基準で申し上げますと、OIEが決めいております基準では、不溶性不純物の基準は0.15%ということで、我が国は相当厳しい規制をしていると考えてございます。したがって、飼料規制は、動物性油脂も含めて、規制を行なっていると理解していただきたいと思っております。

○□□ 飼料規制というのは、基準を決めるということではなくて、先ほども飼料でどのようなかたちでと、具体的な規制という措置をとられたということで発表されているかと思うんですけれども、代用乳に関してはいっさいなかったんじゃないですか。

○小原課長補佐 ですので、今申し上げましたように、例えば死亡牛に由来する油脂の利用は完全に2004年5月以降は法律で規制して中止をするということになってございますので、これについても同様に規制が行なわれていると思っております。

○□□ 肉骨粉の交差汚染ではないかという、要するに、原因の特定ですよ。そういうことは最終的なところは不明であるというところで終わっているかと思うんですけれども、肉骨粉の交差汚染であったのではないかというところで飼料規制が行なわれたというふうに伺ってるんですが、そのときに代用乳というのは全然問題になってないですよ。むしろ、代用乳は問題ないというふうに一度はそういう発表されているわけですので。そのなかで、どう考えても33頭に共通するのは代用乳であるわけですので、これについての規制というのは、実際にはこれまでされてないと思っておりますけれども。

例えば、基準があったとすると、当然代用乳にそれが使われてないかどうかということを見つけるために、例えば抽出して検査をされたりするわけですよ。そういうのがほとんどされてない状態ではないですか。これまで通りの、いくつはされていて、時々小さな記事で代用乳に不純物が見つかったという、そういう新聞記事がほんの小さな記事で時々ありますけれども。それは特定されていれば、もっと頻繁にたくさんロットからされるべきものだと思うんですけれども、そうではなくて、特定されてない以上は従来の、非常に甘い、「あらあらかしこ」というふうなところでしかされてないのではないかということなんですけど。という意味で、飼料規制というのは完全ではないのではないかということなんです。

○小原課長補佐 国なり都道府県では飼料安全法にもとづいて法律で決められている基準がきちっとできているかということ立ち入り検査をして、監視を行なっております。現時点で、私、今この状態でどの程度動物性油脂について、何サンプルとって、どれだけの検査をして、どのくらいのことだという情報は持っていませんけれども、基本的にはこの飼料安全法にもとづいて、いろいろ決められている基準について監視業務がされています。

○□□ それは一般論であって、BSEに関するものではないわけですね。

○小原課長補佐 その飼料安全法の中に、肉骨粉についての規制もありますし、今ご説明した動物性油脂についての規制もありますし、そういうものを含めて監視をしているということでご理解いただければと思います。

○□□ 動物性油脂というのは、代用乳に混ざってきているわけですので、代用乳に対するきちとした規制をすべきではないかということなんですけど。代用乳が原因であるということ特定されてないですね。そうした発表はされてないですね。

○小原課長補佐 先ほども申し上げましたように、今感染経路の究明を改めて、専門家の方に集まっただいて、今、調査・分析をしていただいています、現時点ではまだそこまでの結論には達していません。

○□□ ということは、感染経路が究明されていない中で、国内対策を緩めてしまうということ自体が非常に不安であるし、問題であると。そういうことではないですか。そういうことですよ。

○小原課長補佐 農林水産省が担当します飼料規制については、肉骨粉についても、動物性油脂についても、飼料安全法にもとづいて規制が行われているということです。感染経路の究明については、7例目までは公表されていますし、それ以降も今調査・研究をしています。したがって、まずBSEを我が国から排除するというためには飼料規制をきちっと粛々とやっていくということが重要と考えています。

もう一つ、私が申し上げることではないかもしれませんが、食品の安全性を確保、牛肉の安全性を確保するという意味では、SRMをきちっと取っていくことが大事であるということ、冒頭、食品安全委員会の堀内先生からご説明があったということではないかと思います。

〇〇 だから、まだまだ時期尚早であるということですよね。今の時点でやろうというふうに言われているわけですので。原因究明をきちっとして、可能性のあることをきちっと認めていかなければいけないんじゃないですか。その上で、きちっとした飼料規制は当然されるわけで。究明もされてないものを「やりました」というのは誰も信用しないですよ。

〇加地課長 私のほうからちょっと発言するのはあれかもわかりませんが、飼料規制を緩めるということは全然お話ししてないですよ。飼料規制を緩めるというお話はないです。

〇〇〇 全頭検査を緩めるということです。

〇加地課長 全頭検査を緩めると言いますか、これは今日の話の中で、その理由を堀内先生からも、私からも説明したわけですが、

〇〇〇 だから理由になってないでしょうと言ってるんです。

〇加地課長 もし仮に代用乳であった、あるいは餌の規制が不十分であれば、BSEの発生は33頭では済まなかったのではと。例えばこの2002年の1月13日に生まれた21ヶ月齢が出ているわけですね。その後も今年は2007年ですから、これまで100万頭以上の20ヶ月以下を検査していますし、もちろん20ヶ月以上の牛も検査しておりますけれども、そのなかでは新たに2002年1月13日以降生まれの牛はいない。これは飼料規制の効果が反映されているのではないかと、われわれは見ているわけです。

もちろん、今後もうすこし、堀内先生もおっしゃったように、潜伏期がありますから、例えば7歳、8歳、来年2008年の、例えば10月とか11月、あと1年後、その時点で、例えば2002年1月13日以降に生まれた牛がもしかして出てくれば、それは飼料規制の中に不備があったかもしれないというふうなことも言えると思うんですね。

そこはわれわれも20ヶ月以下と、21ヶ月以上の牛の検査というのは分けて考えております。先生がおっしゃったように、今回のリスク評価については、2003年7月に生まれた牛以降のリスクについてはどうかということで行われており、われわれも2002年の1月13日以前に生まれた牛については、リスクはあると思っています。ですから、全頭検査は継続しますと申し上げているわけです。だから、そのところ、何年に生まれた牛のものなのかということが大事な話だろうというふうに思いますし、餌の規制を行なって、食品安全委員会がリスクがこれだけ下がってきましたという定性分析、それから、報告書の中には定量分析もございまして、今日はちょっと省略されましたが、プリオンの量を想定して、リスク評価もされております。

ですから、そういうことを考えますと、今のおっしゃるお話というのは、代用乳かどう

か、これはまだはっきりわかっていませんけれども、いずれにしても、飼料規制が完全に実施された2001年10月以降、そしてタイムラグを1年とってもいいと思いますが、それ以降に生まれた牛で出るか出ないか。それは飼料規制が本当に行なわれたどうかをわれわれも確認したいわけです。われわれも確認しているわけです。そこで、もし仮に若い牛で——若い牛というのは20ヶ月以下ということじゃなくて、2002年の1月以降に生まれた牛、例えば今年生まれた牛で出れば、これはやはりBSEのプリオンは国内に流通していたということになるかもしれません。そのところはわれわれとしても慎重に検査は継続していくつもりです。

○堀内専門委員 食品安全委員会のリスク評価について、すこしご説明させていただきますと、2001年の10月に遡りますと、日本にBSEはないだろうと考えられていたのが、実はあったと。それで何をしなければいけなかったかという、緊急避難措置ですね。もうあるということから、それは絶対に食物連鎖に入れてはいけないということで、検査と同時にやってきたのが、SRMという特定危険部位の除去——計算上では99%のプリオンが実際に筋肉ではなくて、特定危険部位に含まれていると。そういう食物連鎖に入らないという、そっちをまずしいたわけです。それは2001年の10月の発生です。

食品安全委員会というのはどういう観点で評価をしてきたかという、一つはもし日本にBSEに感染した牛がいなければ、極論してしまうと、それ以降の管理措置というのは必要ないわけですね。けれども、いるという前提で今言いましたような、2001年10月から行なってきたような検査とSRMの除去が行なわれてきた。けれども、2001年10月に同じように飼料規制が導入されて、実際にご質問されることはよくわかるんです。その実効性はいかがなものかと。なかなかBSEのスクリーニングとは違って、実効性というのが見えてこない部分があるんじゃないかというのはおっしゃる通りだと思いますけれども、評価をするにあたって、最終的な評価というのは、そのBSEに感染した牛がいるとして、それが今、日本で行なわれている食肉加工処理を介して、どのぐらい低減されて、最終的にそれがヒトに感染して、ヒトが病気になる危険性を食品安全委員会は評価したわけです。

ですから、もちろん最終的な目標としてはBSEに感染した牛を日本から排除することなんですけれども、食品安全委員会で最終的な答申として出しているのは、仮にいたと考えた場合に、それがいろいろな管理措置を介して、ヒトに感染して、ヒトが病気になる可能性をリスク評価しているわけです。ですから、日本で私たちが行なったリスク評価というのは、20ヶ月齢以下の牛を考えたときに、まず飼料規制が仮に完全ではなかったとしても、食肉を作るところの管理措置——SRMの除去、せき髄による枝肉の汚染の防止措置、等々の措置でリスクは低減できているだろうと。なおかつ、20ヶ月齢以下ということをお考えすると、プリオンに感染して、どのように身体の中に溜まっていくかという、時間的な経緯等を説明しますと、20ヶ月齢以下の場合、プリオンがよく溜まると言われ

ている中枢神経系でもほとんど検出されるかされない程度の微量しか溜まらないわけです。

ですから、60ヶ月、70ヶ月齢の牛と比べると、20ヶ月齢の牛のリスクというのは、それだけ少ない。でも、なおかつ日本では年齢にかぎらず、すべてSRMというかたちで、それを除去している。いくつかのリスクの掛け算で最終的に20ヶ月以下の牛を検査の対象から外しても、仮にそこにBSEのプリオンがその牛にあったとしても、そのBSEプリオンが原因でヒトが感染して、その場合、vCJDになることはないだろうという、可能性は限りなく低いという評価をしたということです。いくつかの評価項目の掛け算で最終的にリスク評価をしていることをご理解いただきたいのですが。

〇〇〇 イギリスなんかでは19ヶ月の、

〇吉川専門官 すみません。お一人に発言が集中してしまうので、また後ほどとさせていただきます。

〇〇〇 餌の工場の査察というか、監視のデータがありますか。

〇吉川専門官 飼料の関係のデータがあるそうなので、それについて、農林水産省より説明いただけますか。

〇小原課長補佐 今、食品安全委員会の堀内先生から、BSEがあった場合を想定してリスク評価をされたというお話がありましたけれども、因みに飼料規制ということで、その監視体制についてご説明をさせていただきますと、例えば製造工場については、国なり、都道府県段階で検査をしております。両方合わせて、700数十件の立ち入り検査をしております、そのなかで、18件ほどが基準不適合となっておりますが、その中身を見ますと、書類とか表示が不備であるというようなものばかりでございまして、これらについては、その指導をして、即時に改善をしていただいています。このように、監視指導体制についても、私どもは十分できる限りのことはしているつもりでございまして。

〇吉川専門官 他のご意見・ご質問がありますでしょうか。

〇〇〇 〇〇〇と言います。名古屋市民です。まず最初、堀内さんですけども、食品安全委員会にと殺とか、食肉処理の現場を本当に知っている人が本当にいたのかということに関して、ちょっとお伺いしたいのですが。これの裏話がたくさんあるんですね。と畜検査員の裏話を私聞いたことがありますけれども。そういう意味では非常に危なっかしい。これはミートホープだけじゃないわけです。そういうのを食品安全委員会

の中のリスク評価の中でどういうふうに勘定して入れたのかということをし具体的にお話いただきたい。

それから、今少しやりとりの中で出てきましたが、プリオン原因説そのものにも不確実性がありますね。それから肉骨粉ルートだけではないのではないかと。つまり感染ルートに対する不確実性もありますよね。これに関連してイギリスのデータをさっき見せていただきましたけれども、確かに激減してますけど、肉骨粉やめたら。しかし、2007年度がまだ49頭いますよね。そういう意味で、メカニズムないしは感染ルートそのものの解明というのかなり不十分だと思うんですけども、そういう話をここでまずちゃんとしていただきたいと思うんですね、質問の段階ではなくて。

つまり科学的だからいいやという、それはお三方も含めてですけど、科学的というのが強調されるわりには、その辺の説明がない。そうすると、食品安全委員会の審査で、リスク管理手法をこの問題についてとるか、ないしは予防原則をとるかという、たぶん議論があったのかないのかわかりませんが、まずそれがあって然るべきで、リスク管理手法そのものが、唯一科学的な方法とは言えないわけですね。その点についてすしお話をいただきたいともう一つは思います。

それから、羊はどうなっているのかというお話がなかったと思うんですが。日本では羊がマイナーだからいいということにはたぶんならなくて、羊の話がすぽっと抜けてるのは変かなというふうに思いました。

それから、さっきの話に関連してですけども、肉骨粉ルートが唯一ではないというふうな可能性があるとするれば、さっき小原さんの説明ですか、グラフを使った12番目の図で説明された、2002年以降に生まれたやつから発生してない。だから、かなり安全そうみたいな話をあの図の説明でなさいましたけれども、しかし、これは肉骨粉ルートが唯一の感染源だという前提であれば、なるほどというところがあるんですが、そうでないということになると、他のプロットも別の説明があり得るということですね。そういうところも含めて、短い時間ですけども、お話をいただきたいと思います。

○吉川専門官 それではまず食品安全委員会からリスク評価の関係をお願いします。

○堀内専門委員 それでは今のご質問に私のほうから、と場の実態をどのぐらい把握していたかということと、プリオン説はどうなっているかと、それからイギリスでバーブ(BARB: Born after real ban)と言うんですが、96年にイギリスで実施した完全な飼料規制以降に生まれた牛でBSEが出ているじゃないかという、この三点についてご回答したいと思います。

まず、と畜場の実態に関してですが、食品安全委員会でも、確かにと畜場で実務経験のある先生とか、そういう方はいらっしゃいませんでした。その代わりに、食品安全委員会の審議の中で、リスク管理機関である厚生労働省、あるいは実際にと畜場の方に来ていた

だいて説明していただきました。さらには、食品安全委員会、私も含めてですけど、何名かの先生は実際にと畜場まで行って、実態を見学しております。ですから、まったくそういう実態を知らないで進めてきた話ではないということをご理解いただきたいと。専門調査会としても、できるだけ広く情報を収集するという意味で、わからないところは管理機関に尋ねたり、実際にと畜場に訪ねたり、情報を収集してきたという経緯はございます。それがまず一点です。

それからプリオン説はどうなっているのかという話ですが、これはたしかに結論はまだ出ていないのかもしれませんが、実は微生物学の中では、コッホの三原則というのがありまして、感染症の病原体を考えたときに、そこに原因物質があつて、それを次のものに移したら、そこに原因物質が出てきてという、その原則は実はこのプリオンというのはもう満たしていると考えられています。ただ、まだそれでもなお、「違うんじゃないか」という説が出るのは、もう一つは生物学のセントラルドグマと言って、私たちの遺伝というのは、基本的にはDNA、私たちの細胞の中にある核酸が遺伝物質であつて、その遺伝形質を規定していると考えられているんですけども、プリオンではそれが説明できないんです。

ですから、それ以外のものが存在するんじゃないかということで、まだまだ違うんじゃないかという説はあるんですけども。いますこし概念を広げますと、ちょっとむずかしいお話になるんですけども、タンパク質の構造の遺伝情報を規定しようという考え方がだんだん出てまいりまして、そういう形でプリオンという現象はどうも説明できそうだと。

ですから、たしかに一部の方はまだ違うものがあるんじゃないかと。それは純粋な科学としてはそういう目でもちろん病気にアプローチしていくというのは大切なことだと思うんですけども、現段階では99%ぐらいの確率で、これは私の個人的な意見かもしれませんが、プリオンと呼ばれているものがBSEの原因であると考えて、私は間違いではないと思いますし、実際に今とられている対策というのは、仮に原因がプリオンでなかったとしても、今の対策というのは、十分にBSEという病原体に正確に対応できている対策だと思っております。

それから、イギリスで1996年に飼料規制を完全にした後もまだBSEが出ている。これはなぜかということなんですけれども、これに関しては正直なところ、私たちもまだわからない部分があります。単純に流通に残っているような肉骨粉があるということで説明できないことだと思つてはいるんですけども、この辺がまたプリオン等は完全に解明されてない部分の一つだと思つております。

例えばプリオンというのは、非常に環境抵抗性というのが強くて、例えば土壌に入った場合、草むらに病原体が入ってしまった場合、そこに長く何年も存在します。ですから、そういうふうに環境がもし汚染されていけば、いくら一生懸命飼料規制をしても、完全には感染経路を断ち切れない可能性があります。その代表的な例としては、アメリカで今、問題になっています鹿のプリオン病、慢性消耗病と呼んでいますけれども、野生動物の鹿

が感染する病気ですが、感染した野生動物の鹿が死んだフィールド、そこが汚染されて、鹿から鹿に行くということがわかっています。ですから、そのような土壌が汚染されてしまった可能性というものが一つは考えられるのかなと思います。

もう一つ考えられることは、BSEの病原体の体内分布から考えると、母子感染と言いまして、感染しているお母さんから胎児に感染する可能性は非常に低いんですけども、もしかしたら、それがゼロではないと。わずかに、もしかすると胎盤を介しての感染があるのかもしれない。そうするならば、飼料規制を完全にしいた後でも、わずかにBSEが出てきているという説明にもなるかもしれません。後者の部分に関してはそういう証明はありませんけれども、疫学的な状況から考えると、そういうことも否定してはいけないというふうに考えます。

〇〇〇 今の話に少しでもコメントしていいですか。現場の話で、ほんとにすごい話でして、BSE以前の話ですけども、病気で死んだ牛をどうするかというときに、あると畜場ではねられたと。そうすると、高速道路で別のと畜場へ行くと通るみたいな話はいっぱいあります。そういうのは動物飼料に回って、いつの間にかラベルが変わって、また食用に変わっていたみたいな裏話もありますよね。そういうのは現場を見ました、みたいな話ではわからない話じゃないですか。だからいいのかなと。これはご返事要りませんけど。

もう一つ、私質問しているんですが、要するに予防原則をなぜ適用せず、リスクコントロールに踏み切ったのかと。これは行政的な立場から選ばれたから、専門委員会は知らないということになるかもしれませんが。むしろあとのお二方に聞いたほうがいいかもしれませんけども。基本的に言えば、予防原則というのは、確立した概念ですし、最初の質問者の方がお話になった骨子というのは、まさにそこから来てるわけですね。

〇吉川専門官 予防原則とリスク管理の関係については、厚生労働省、農林水産省のほうからコメントを求めたいと思います。食品安全委員会のコメントはいったんここでとめたいと思います。

〇〇〇 説明をするべきだと僕は言ってるんでね。それが抜けてて、リスク管理が最初から科学的です、みたいな話の導入の仕方が変ではないかというところから、僕はこの話をしたんです。長々と説明をされても、たぶんあまり役に立たないかなというふうに思うんですけども。こういう事態になったときにどうするべきかというときに、二つの選択肢があったというところをまず説明なきべきではないかというふうに思います。

〇加地課長 質問が長いのでよくわからなかったのですが、まず羊については、と畜場での頭数がまだ少ないので、われわれとしても早く諮問したいのですが、まだ頭数が足りないと。やはりちゃんと科学的にということから言えば、頭数をちゃんと集めて、そこで

リスク評価をしていただきたいと思います。

それから、今の、例えばと畜場の中で実態を知っているのか知らないのかというお話がありましたけれども、今のお話はおそらく20年も30年も前のお話であって、私も以前に2年以上、と畜場で実際にと畜検査やっていましたから、それも名古屋でなくて、もっと西のほうの、その噂よりももっとひどいところでございましたけれども、当時でさえ、われわれは公務員としてはそういうものがもし仮に内部告発等があれば、厳正に対処をしておりました。よく見つかる場所というのは、だいたいわかってるわけですね、そういうことをやろうとしているところは。ですから、今現在、そういうような実態があたかもあるようなことを言う、もしそういう関係者がいたら、それは本当にちょっとおかしいと思っております。

それから、話を変えますが、いわゆる予防原則、せつかく堀内先生が、いろいろとこれは仮にプリオンでなかったとしても、今やっている対策はプリオンを含むXと言ってもいいと思うんですが、そういう病原体があって、それに対する、まさに今のリスク管理というのは予防原則なんです。だって、餌の中にプリオンがなければ、牛の原料を牛にしたっていいわけです。ところが、そうじゃなくて、それを全部ひっくるめて、もし国内に仮にBSEの牛がいなくても、今、牛の材料は牛に食べさせていないんです。そして、BSEに感染していない牛のSRMも100%——これ、100%焼却しているわけです。800度以上の加熱でもって焼却している。ですから、アメリカの鹿の病気のように土壌を汚染するということはありません、日本では。今、そういう実態だということをご了解いただければというふうに思っています。

○吉川専門官 農水省から補足のコメントはありますか。

○□□ 次の人に譲りたいと思いますからいいんですけども、一言だけ言わせていただくと、そういうのが予防原則ではないのではないかと。きちっと政策選択するとき、国民にその内容を示すべきなので、いきなり科学的というふうにかぶせて話すのは、

○加地課長 予防原則というのがどういうことをおっしゃっているのかわからないのですが、どういうことが予防原則だというふうにお考えですか。

○□□ まさに原因に不透明な部分がある段階で、最初の方がおっしゃったように、全頭検査はやめるべきではないということ。

○加地課長 BSEのプリオン病の原因が全部解明されているわけじゃありませんよね。その中で、今、飼料規制をやり、SRMの焼却をやり、検査をやる。これが予防原則だと、われわれは思っています。

〇〇〇 それはリスク管理の手法ですよ。

〇〇〇 山内さんも品川さんも、全頭検査が予防原則であるから、辞めるべきではないと主張されてますよね。

〇加地課長 さっき私が説明しましたように、最初に山内先生も品川先生も30ヶ月未満は検査する必要ないというご意見でした。

〇〇〇 いえいえ、それは違います。

〇加地課長 そうでした。私はその検討委員会に出ておりましたから。その後になりまして、先ほども説明しましたが、これは後の話です。国会で議論されて、もう一度全頭検査をすべきというかたちで、検討委員会に戻しました。そうしたところ、山内先生は「じゃあ、1年ぐらいはやってみようか。それならデータを揃えることができますね」と。そのときには北本先生というお医者さんも、そういうことでありました。ですから、その1年というのは、別にそこで約束したわけではございませんから、もうすでに、かれこれ2001年からですから6年間やっているわけです。

もう一つ、岩波から出ております「科学」という雑誌に、BSE特集がございますが、お読みになられたでしょうか。そこには、山内先生は国内の牛についてはもう大丈夫だというコメントをされています。

〇吉川専門官 今、ご発言がお二方に集中しておりますので、他の方のご意見、ご質問を求めたいと思います。

〇〇〇に勤めています〇〇と言います。話がちょっと変な方向に行ってますが、そもそも与えられた条件の中で生産者、うちの義理のオヤジさんも畜産やっていますけども、そういう与えられた状況の中で、リスク評価されて、そこも問題ないというご説明でしたね。

あと、生産者の団体としても、くそまじめなぐらいにしっかりやっています。ここで問題になってくるのは、全頭検査20ヶ月齢以下をはずすかどうかという話なんですけど、消費者の方がどれだけ理解しているかというところに尽きるんだと思います。正直な話、全頭検査のコストも肉骨粉を燃やすコストも、ほんとはそこのところは別に関係ないよという話だったら、正直無駄金なんです。それだったら、もっと大事なところにカネ使いたいというのは正直なわけで、厚生労働省さんにとくにお伺いしたいのは、こういうふうなリスクミの場も確かにそうだし、実際何かやっていますけど、ほとんどの消費者の人にこういうふうな状況ですよというふうに理解・浸透できたとお考えでしょうか。も

しくは、実際そういうふうなところ、これは定性的でなく、定量的に測れると思うんですけども、そういう調査は今までに記憶ないんですけど、やられていますか、今後やる予定がありますか。

あと、消費者団体の方がたぶんいっぱいいらっしゃると思うんですけど、そこで全頭検査やるという話になると、プラスでお金かかっちゃうんです。それを生産者が負担すると、またつらいので、ちょっと高くなるけど買ってくれますかというのを聞きたいんですけど、大丈夫でしょうか。

○吉川専門官 では、まず厚生労働省のほうから。

○加地課長 まず、最初のご質問には残念ながら、私どもとしてもまだまだ不十分であると。消費者の方にご理解いただけるのはなかなかむずかしいと。ただ、二つ目の質問のアンケート調査をとったことがありますかということですが、これは今考えています。結局、反対される方は声を出して反対されるんですけども、賛成される方は賛成という声は出てこないで、これはわれわれもわからない。その部分は公平な調査ができれば、私どもはぜひそういう調査がしたいと思います。

これも私としては残念ながらというか、謝らなくてはいけないのですが、BSEに関してこういうふうなリスクを平成16年、17年はやっていたのですが、18年度というか、最近はあまりやっていないというご意見もいただいております、反省してます。ですから、こちらへんについては、きっちりとまたこういう説明会を各自自治体のレベルでもやっていただければと思いますし、それに対してわれわれは誠心誠意ご協力をしていきたいと思っています。その上で、先ほど言いました調査と言いますか、国民動向を知った上でやっていきたいと思っています。

ただ、そうは言いましても、最初申し上げましたように、これ今、自治事務で各県でどうするかということ判断される時期になってきておまして、そういう意味では各自自治体の食品と安全の会とか、いろいろ行政的なところの中に、消費者団体、生産者団体、流通団体、学識経験者、そういった方々が入って、一緒にこういう議論をしております。そういった中で、最終的には各自自治体のご判断される。もうすでに継続するというふう判断されている自治体もございますが、まだ決めてないところが大半であろうかと思っております。

○吉川専門官 あと二つ目のご質問で、検査の費用については、消費者の負担ということにもなるかと思うけれども、もしそういうようなことになった場合については、それでも買ってもらえるのかどうかというご質問がございましたが、会場の消費者の方から、これについてコメントがございましたら、いかがでしょうか。

〇〇〇 リスクを背負ったものはたぶん食べないと思うので、BSEが出て以来、鶏肉と豚肉で我慢しております。まだ、食べていません。それと、消費者が負担するのであれば、もっと牛肉を食べないと思います。高くなれば、原則的に食べられないということです。リスクに関係なく、経済的に食べられません。以上です。

〇〇〇 お金の件ですが、例えば1頭検査するのにいくらかかって、だから今まで年間に20ヶ月以下の牛を検査すると、どれだけかかるのかというのが全然わからないから、そういう点でももうちょっと教えていただきたいと思います。

〇吉川専門官 検査の費用の関係について、厚生労働省からご説明いただけますか。

〇加地課長 18年度で全部の頭数を相当すると、だいたい20億円弱です。そのうちの20ヶ月以下に相当するのが、だいたい14～15%で、推計2億円でございます。ただ、これも年々検査キットの単価が安くなっておりまして、おそらく19年度で考えますと、全国ベースでも16億円もいかないぐらい。ですから、1億数千万円になるのではと思います。1頭あたり1500円～1000円、もう1000円を切るぐらいになってきました。だから、値段の話をして、安いから続けろという話とはまた別でして。実際には20ヶ月以下の半分の牛は北海道なんです。北海道は乳牛がたくさんいるので、その乳牛のホルスタインのオスは去勢されて、20ヶ月未満でないと畜場に行くということになりますので、特に名古屋とか三重とか、このへんの自治体であれば、1年間に100万から200万円行くか行かないかでしょうか。もうすでに消費者に転嫁するのか、あるいは県でやるのか、そういった議論を各自治体でされていると思います。

〇〇〇 話はちょっと違いますけど、自衛隊の戦闘機1台買うのをやめたら、十分出る値段ですね。

〇加地課長 うちが厚生労働省で、戦闘機を買う予算はもっていないのですが、BSEだけじゃなくて、他にもいろいろありまして、そういったところに、せつかくの皆さんの税金ですから、それをいかに使うかということ、われわれも真剣に考えています。

〇吉川専門官 他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

〇〇〇の〇〇といいます。いろいろとお話を聞きましたけれども、税金の使い方に関わってくる問題だと思っております。たしかに一方的に消費者に負担されると、それはかたがたいけませんので、きちっと食の安全・安心という部分については、行政の責任が大きいと思いますので、そこら辺はきちんと配慮していただきたいと思うし、生産者が一方的に頑張

ってみえるところは、私たちも見学に行っていますので、よくわかっていますし、と畜場の検査の方もしっかりやられていることも、見学に行ってお話も聞いていますので、よくわかっていますので、きちっと国は逃げないで、その責任を果たしていただきたいと思います。

それから、一方的に私たち、なんとなく不安というふうに考えているわけではないんですね。今日も科学的な根拠ということで、科学的なデータということで、「科学的な」という言葉がいっぱい飛び交っていますけれども、その科学的の中身がもう一つ理解できない部分が多いんです。何をもちょう科学的とされているのが、数字だけの問題なのか、数字だけだったら、いくらでも組み合わせできますので、それが本当にデータに……疑っているわけではないんですけれども、そこら辺の根拠がよく見えないというのが一つあります。

それから、私たちはきちっと安全なものを食べたいし、そこから生まれてくる安心なものも食べたいし、今BSEだけではなくて、いろいろな食品事故がたくさん起こっています。そういうところで行政が手を抜いている部分、逃げてる部分での事故事例も多いと思いますので、そこらへんがきちっとされないかぎり、食品行政への信頼というのは取り戻せないと思うんです。

この時期になぜ20ヶ月齢の検査をやめるのかという疑問も生まれてきますので、やはり時期尚早だと思います。ぜひ行政の責任をきちっと果たしていただきたいし、国民が行政を信頼できるまで、確かめられるまで、きちっとやってほしいと思います。

それから、さっき自治体の検査の費用の件が出ましたので、私たちも名古屋市とか、愛知県下の自治体、と畜場を持っているところに聞いてみましたが、名古屋市だったら年間で20ヶ月齢以下というのは数万円の世界です。何十万もかかっていません。それから、愛知県下で一番と畜数が多い豊橋でも80万と聞いています。たしかに都市部でするので少ないかもしれませんが、その費用は私たち惜しいとは思っていません。安全をきちっと確保していただける費用として、私たちはそういう税金の使い方はいくらでも使っていただきたいと思います。以上です。

○吉川専門官 お時間も残り少なくなってまいりました。いくつか質問、ご意見いただいて、コメントを求めたいと思います。

○ 無職です。○○といいます。先ほどいろんな説明がありましたけれども、意見としては、まだ感染ルートもはっきりしていないし、原因もはっきりしていないということで、20ヶ月齢を中止することは反対します。

先ほどの中でピッシングのことが出てきまして、ピッシングはまだ完全にやられていないということなのですが、その禁止されているのにやらないという理由はどんなことでしょうか。いちおう来年中にはすべて終わらなければいけないということは聞いているんですが、その理由を教えてください。

20ヶ月齢の話ですが、3年の経過措置とおっしゃいましたけれども、3年前に決められたというのは、そういう文面なんかがきちっと出ているのでしょうか。私の記憶ですと、3年はとにかく全額補助すると。その後は、また改めてかなという感じだけでしたけど、その基になるような文書がありましたら、ぜひコピーをいただきたいと思います。

○吉川専門官 他にご意見、ご質問ありますでしょうか。では、今お二方からいただいたご意見、ご質問を最後としたいと思います。まず、検査は継続すべきというご意見と、あとはピッシングについてまだ中止ができていない理由、それから3年の経過措置は何か明文化されているのかどうかということですが、ピッシングと3年の経過措置について、厚生労働省からコメントをお願いしたいと思います。

○加地課長 ピッシングは全国のと畜場の設置者とわれわれと協議をしまして、とにかく可及的速やかにやめてほしいという国の要請を出しています。そうは言っても、このピッシング作業は、と畜作業をされている作業員の方々の労災、いわゆる労働災害を考えると、先ほど説明にもありましたが、スタンニングで気絶した後に、足をつり下げるわけですね。その時にいわゆる死後の反射というのがございます、動物は。あの650キロから800キロぐらいある牛の後足で蹴られると、大人でも大腿部の骨折、あるいは腹部を蹴られると死ぬこともあります。そういう意味で、日本では伝統的にピッシングということで、せき髄を破壊して、その反射をなくす。それとともに、放血も十分に行なうということをやってきました。中枢組織が血液を介して移行するということがいわれていて——これがまさに予防原則ですね。BSEでなかったとしても、その牛がBSEだと想定して、ピッシングをやめよう、ピッシングをさせないということになっております。

そういう意味で、この死後反射をいかに抑えるかという方法は二つあります。一つは微弱電流を豚のように首のところにちょっとかけると、しびれている状態になってこれによって反射が抑えられる。この微弱電流を出す機械の補助を私どもがやっております、自治体へですね。

そして、もう一つは逃げる場所、スペースがどうしても必要になります。日本のと畜場はどこも土地が制約されてますから、狭い状況の中で作業をやっている。そこのスタンニングしてつり下げるところの施設を、明日から二倍にしましょうかということが出来るか。これは構造物ですから、コンクリートでできていますから、それをいかに変えるか。そして、そのと畜場を改築するようになれば、一月二月の休業が余儀なくされます。

例えばあると畜場は、あと1レーンだけが、まだピッシングをやっています。1レーンずつ閉鎖して改築しているわけです。その期限が来年まで。来年のできるだけ早い時期までにすべてのレーンが改築できる予定となっております。以上がピッシングの中止につきまして、なぜ時間がかかっているかということでございます。

もう一つは、3年の経過措置についてはどうなっているかということになりますが、こ

これは先般の8月31日の通知でお伝えしているところです。国会で私どもの大臣が平成17年、18年にお答えをしております。これは政府の答弁としてお答えしております。議事録がもし必要であれば、コピーを事務局からお渡しできると思います。大臣が答弁したということは、その前に政府としての結論を出したときの決定期間があって、そのときに決まっております。

○吉川専門官 それではお時間も迫ってまいりましたので、会場のほうから、このBSEについては、まだよくわからない部分があるので、検査は継続すべきというご意見と、それから壇上の説明者からは、シナリオとしてはBSEが我が国にあるということを前提にリスク評価をし、そしてリスク管理の措置を講じているといったような説明がございましたけれども、再度改めて、それぞれ食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省から、我が国でBSEがまだ不明確だという点と、会場からの意見でこれからまだ検査は継続すべきだといったようなことに関してコメントを頂戴したいと思います。

○堀内専門委員 私のほうから申し上げたいことは、私の話の中でも強調しましたけれども、私は管理措置を講じる立場の人間ではありませんから、一度入った病気をなくすんだという姿勢で動かなければいけないということです。そのために、確かに何をもって科学的な評価ということかということ、よく言われるんですけども、実は日本でしか今できないBSEの対策で科学的に評価できるのが一つあります。それは今行なっている、今は法律的には食用に供される牛は21ヶ月齢以上、それから、死亡牛は24ヶ月齢以上で、この検査を日本で行なっております。これをあと1年ないし2年続けることで何がわかるかということ、2001年10月に我が国では飼料規制をしきました。その効果というのは、実は先ほど質問された方も気にしておりましたが、その実効性はいかなものか。この実効性を最も的確に調べる方法というのは、それ以降に生まれた牛でBSEが出るかどうかです。

日本のBSEの今まで生まれた牛の平均の潜伏期間というのは75ヶ月、約6年ちょっとです。ですから、2001年以降に生まれた牛というのは、ちょうど今からその平均潜伏期に入ってきます。もう一つ大事なことは、飼料規制はおそらく進行してますので、昔に比べれば、汚染度は間違いなく低くなっています。これはゼロになっているとは言いません。そうすると、BSEの潜伏期というのは長くなります。イギリスで一番BSEが発生したとき、確かに19ヶ月齢というBSEの牛がいました。でも、今では去年の例ですが、一番若いBSEの牛というのは81ヶ月です。

何を言いたいかということ、今のある年齢以上の牛の検査をしっかりと、あと何年かやっつけば、飼料規制の実効性は見えてくると。これだけの規模でやっているのは、我が国だけです。我が国は飼料規制の実効性を最も的確に評価でき得るデータがもうすこしかあれば、取り得るということをお伝えしておきたいと思っております。

○加地課長 厚生労働省もまったく先生のお話と同じでございまして、20ヶ月以下の牛ではなくて、21ヶ月以上の牛について全頭検査を継続しているわけです。先ほどのご質問にもありましたが、私から説明したように、月齢とその生まれた年月日、そして確認できた年月日を見ていただくと、2002年1月以降生まれの牛で出ていない。これが今のところ言えるわけです。そして、先生のおっしゃったように、平均76ヶ月、あるいは8歳でもいいです。そういった牛が出てこなかったら、われわれのやったことは立証されるというふうに思っております。

もう一つ、最後消化不良になってお帰りにならないように、米国産牛肉は今日の議題になりませんというお話がありました。ちょうど先週、福田総理がアメリカへ行きまして、ブッシュとの日米首脳会談を行ないました。その中の三つの議題の中の一つがアメリカ牛肉の月齢撤廃という申し入れで、福田総理のほうから、これはあくまでも科学的に判断をする問題ですということで、これまで通りの返事をしましたが、これについては農水省、食品安全委員会、厚労省の三省の一致した見解ということで、総理にこの答えを持っていただきました。われわれとしては輸入牛肉についても是々非々で、科学的な根拠にもとづいて、食品安全委員会に諮問して、諮問の結果によって、われわれリスク管理機関としては、今後とも厳正に対応していきたいと思っております。

○小原課長補佐 農林水産省も堀内先生と同じでございすけれども、私どもは担当してございす飼料規制、今回、一部ご批判もありましたけれども、こここのところを徹底してしっかりとやっていくということと、24ヶ月齢以上の死亡牛のBSE検査を引き続きしっかりと家畜保健衛生所で検査をしまして、BSE対策の検証と国内でのBSEの浸潤状況の把握をやっていきたいと思っております。

○吉川専門官 それでは、お時間がまいりました。本日は貴重なご意見を頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。以上をもちまして、食品に関するリスクコミュニケーションを終了いたします。出口におきまして、アンケートの回収を行なっております。今後のリスクコミュニケーションの参考といたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。また、皆様のお近くでこうした意見交換会を開催することがございましたら、ぜひともご参加をお願いしたいと思います。それでは皆様、お気をつけてお帰りください。本日はどうもありがとうございました。

午後4時40分終了